

平成20年度からの授業料免除の選考方法について

授業料免除は、定められた期間に申請を受け付け、下記の学力・家計基準により選考のうえ、許可されます。

平成20年度からは、これまでの制度に加えて、学部学生（留学生を除く）で総所得金額が218万円以下（給与収入400万円以下）の場合、全額免除となる制度が始まります。

申請期間は、新入学者は合格時などに配付される資料、在学者は各学部・研究科の掲示板、東京大学ホームページ等で確認してください。

※学部新入学者には、本学入学試験（第二次学力試験）当日に配付される「入学手続要領」に申請手続が示されます。

【学力基準】

以下の基準に該当する者が適格者となります。

（学部）

ア. 第1年次に在籍する者（新入学者）

新入学者は入学試験の合格をもって適格とみなします。

イ. 第2年次に在籍する者

成績が「優の単位数＋良の単位数 \geq 可の単位数＋10」の者

ウ. 第3年次に在籍する者

前期課程の修得すべき科目（基礎科目、総合科目及び主題科目）を修得した者で、その成績が「優の科目数＋良の科目数 \geq 可の科目数＋5」の者

エ. 第4年次以上に在籍する者

各学部で定められた成績基準により判定し、優秀と認められる者

（修士課程、博士課程、専門職学位課程）

各研究科において、成績及び研究業績などを判定し、優秀と認められる者

※留年、標準修業年限を超過して在学する者は、原則として授業料免除の対象となりません。

【家計基準】

- 以下に示す計算方法により、「家計評価額(*1)」がゼロ円以下になれば適格者となり、半額免除が許可されます。また、家計評価額の低い順に順位付けを行い、低い方から予算の範囲内で全額免除が許可されます。ただし、適格者多数の場合はこの限りではありません。
- 学部学生（留学生を除く）で「総所得金額(*2)」が「218万円以下（給与収入のみの場合は400万円（税込）以下、下記①給与所得（計算例*3参照）」と認められる場合は、原則として全額免除が許可されます。

◎ 家計評価額の計算方法

$$\boxed{\text{家計評価額(*1)}} = \boxed{\text{総所得金額}} - \boxed{\text{特別控除額}} - \boxed{\text{収入基準額}}$$

(別表1参照) (別表2参照)

↑

[総所得金額の計算方法] $\boxed{\text{総所得金額(*2)}} = \boxed{\text{給与所得}} + \boxed{\text{その他所得}}$

(①給与所得参照) (②その他所得参照)

◎ 総所得金額の計算方法

（父母又はこれに代わって家計を支える者の1年間の総所得金額を算出します。※）

※本人が父母等の扶養親族になっている場合です。それ以外の場合は本人収入を含めて1年間の総所得金額を算出します。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の場合は、収入金額（税込、千円未満は切捨てます。）から、次の計算式によって得られた金額を控除したものが給与所得となります。

収入金額(税込)	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

---(計算例)---

給与収入が104万の場合
 $104万 - 104万 = 0$

給与収入が150万の場合
 $150万 - (150万 \times 0.2 + 83万) = 37万円$

給与収入が400万の場合
 $400万 - (400万 \times 0.3 + 62万) = 218万円 (*3)$

給与収入が750万の場合
 $750万 - 258万 = 492万円$

(注意点)

1. 父母が共働きなどで複数の給与収入者がいる場合は、各人ごとに上記の控除計算をしたあと、合算してください。
2. 同一人に2つ以上の収入源があつて、いずれも給与収入の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて所得金額を算定します。

② その他所得

営業所得、農業所得、不動産所得、株式の売買による所得、配当金、山林所得、前年度受給分奨学金(留学生の場合)などが該当します。

確定申告書の所得金額を千円未満を切り捨てた上、そのまま算入します。(所得が2つ以上ある場合は合算します。給与所得に関しては給与収入額を上記計算方法にて計算後合算します。) ただし、マイナスの場合は0として扱います。

奨学金については、留学生のみ前年度受給金額をそのまま算入します。

(備考) 昨年1月1日以降に就職、転職、開業等をした者に関しては、年収を推算する必要があります。

◎家計基準適格者(半額免除)となるモデルケース

【学部学生で2人世帯、母子家庭で本人自宅通学の場合】

給与所得者の場合: **給与収入 424.2万円以下** その他所得者の場合: **所得 235.0万円以下**

[計算式]

	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与所得</td> <td style="text-align: center;">給与所得</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給与収入 424.2万円</td> <td style="text-align: center;">給与収入控除額計算 -(424.2万円×0.3+62万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他所得 235.0万円</td> <td></td> </tr> </table>	給与所得	給与所得	給与収入 424.2万円	給与収入控除額計算 -(424.2万円×0.3+62万円)	その他所得 235.0万円					
給与所得	給与所得										
給与収入 424.2万円	給与収入控除額計算 -(424.2万円×0.3+62万円)										
その他所得 235.0万円											
家計評価額 -10万円	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総所得金額</td> <td style="text-align: center;">特別控除額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">235.0万円</td> <td style="text-align: center;">-28万円 -49万円</td> </tr> </table>	総所得金額	特別控除額	235.0万円	-28万円 -49万円			収入基準額 -168万円		
総所得金額	特別控除額										
235.0万円	-28万円 -49万円										

【学部学生で4人世帯、本人自宅外通学・公立高校生自宅通学1人がいる場合】

給与所得者の場合: **給与収入 521.4万円以下** その他所得者の場合: **所得 303.0万円以下**

[計算式]

	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">給与所得</td> <td style="text-align: center;">給与所得</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給与収入 521.4万円</td> <td style="text-align: center;">給与収入控除額計算 -(521.4万円×0.3+62万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他所得 303.0万円</td> <td></td> </tr> </table>	給与所得	給与所得	給与収入 521.4万円	給与収入控除額計算 -(521.4万円×0.3+62万円)	その他所得 303.0万円					
給与所得	給与所得										
給与収入 521.4万円	給与収入控除額計算 -(521.4万円×0.3+62万円)										
その他所得 303.0万円											
家計評価額 0万円	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総所得金額</td> <td style="text-align: center;">特別控除額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">303.0万円</td> <td style="text-align: center;">-72万円 -28万円</td> </tr> </table>	総所得金額	特別控除額	303.0万円	-72万円 -28万円			収入基準額 -203万円		
総所得金額	特別控除額										
303.0万円	-72万円 -28万円										

※ 自宅通学者とは、父母等と同居し、通学している者、自宅外通学者とは、それ以外の者です。また、給与所得者の収入金額は税込です。

ご不明な点がございましたら、東京大学奨学厚生グループ奨学チーム(TEL03-5841-2547,2548)にお問い合わせください。
(駒場キャンパス在籍者は東京大学教養学部等学生支援課奨学資金係(TEL03-5454-6075,6076)にお問い合わせください。)

別表 1

特別控除額(本人及び父母又はこれに代わって家計を支える者と生計を同一にする者について控除できます。)

《A. 本人を対象とする控除》 自宅通学者 280,000円 自宅外通学者 720,000円

(備考) 大学院生で独立家計を営むと認められる者及び留学生は、原則として自宅通学者となります。

《B. 世帯を対象とする控除》

1. 母子・父子世帯 ※1 490,000円

2. 就学者のいる世帯(就学者1人につき) ※2

就学区分		自宅通学	自宅外通学
小学校の児童		80,000円	
中学校及び中等教育学校の前期課程生徒		160,000円	
高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒	国・公立	280,000円	470,000円
	私立	410,000円	600,000円
高等専門学校学生	国・公立	360,000円	550,000円
	私立	600,000円	800,000円
大学学生	国・公立	590,000円	1,020,000円
	私立	1,010,000円	1,440,000円
専修学校生徒	高等課程	国・公立	170,000円
		私立	370,000円
	専門課程	国・公立	220,000円
		私立	720,000円

3. 障害者のいる世帯 ※3 1人につき 860,000円

4. 長期療養者のいる世帯 ※4 実費

5. 主たる家計支持者が別居している世帯 ※5 最高 710,000円

6. 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※6 実費

7. 父母以外で生計が同一の者が収入を得ている世帯 ※7 1人につき最高 380,000円

(備考)

- ※1 同一世帯に18歳以上の者(就学者は除く)がいる場合は控除できないなど、母子・父子世帯については定義があります。
- ※2 各種学校、研究生、聴講生、科目等履修生などは就学者控除の対象になりません。
- ※3 障害者の他に要介護認定(要支援認定は除く)を受けている者も控除対象となる場合があります。
- ※4 長期療養は実費控除(最高1年)ですが、移動等に使用したタクシー料金等は控除できませんのでご注意ください。また、申請どおりに控除されない場合がありますので、ご了承ください。
- ※5 主たる家計支持者が勤務の都合により別居している場合は最高710,000円の控除を受けられますが、これを下回る場合は控除額はその金額になります。
- ※6 罹災につきましては、提出した書類どおりに控除されない場合がありますのでご了承ください。
- ※7 世帯内に父母以外で生計が同一の者が収入を得ている場合は、総所得金額に合算することがあります。この場合は最高380,000円の控除(給与収入は給与所得計算後の金額から控除します。)を受けられますが、380,000円に満たない場合は控除額はその金額になります。

別表 2

収入基準額(本人及び父母又はこれに代わって家計を支える者と生計を同一にする者の世帯人員になります。)

	(学部)	(修士課程、専門職学位課程)	(博士課程)	
世帯人員	1人	1,160,000円	1,240,000円	1,320,000円
	2人	1,680,000円	1,800,000円	2,120,000円
	3人	1,900,000円	2,050,000円	2,450,000円
	4人	2,030,000円	2,200,000円	2,660,000円
	5人	2,170,000円	2,360,000円	2,880,000円
	6人	2,270,000円	2,450,000円	3,020,000円
	7人	2,350,000円	2,540,000円	3,150,000円
	(+1人)	(+80,000円)	(+90,000円)	(+130,000円)

(備考) 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに(+1人)円をそれぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算します。